

令和 7 年度 第 1 1 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 8 年 2 月 9 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (1 2 名)
大塚会長、伊藤副会長、寺田副会長、福田委員、田島委員、中原委員、
手島委員、野中委員、山火委員、鈴木委員、小山委員、三輪委員
事務局 (3 名)
大和田係長、橋本係長、奥山係員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 4 名

7 議 題

- (1) 令和 7 年度第 1 0 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
- (2) 「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについて
- (3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 7 年度第 1 1 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

次に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料の確認及び資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

前回の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、会議録を承認することとします。

続いて「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてです。当初の予定では、今回から全体での確認を行う予定でしたが、各チームでもう少し調整が必要とのことなので、チームごとの確認の時間を設けたのちに、1 6 時を目途に全体確認へ移行します。

(各チームに分かれ、担当部分について審議を行った。)

【大塚会長】

お疲れ様でした。それでは全体での確認作業を始めます。A チームから進めていきますが、全体の構成で調整及び統一すべき箇所等あれば、ご指摘をお願いします。

まずは『1. 計画・申請』からです。4ページのフロー図について、事務局から願います。

【事務局】

許可後の流れとして「工事完了」の次に「完成検査前検査申請」が続いており、時系列が誤っています。危険物施設によって完成検査前検査が必要なものとそうでないものがあるため、必要なものについては「工事着手」から別のフローにより示し、どちらも最終的なゴールとしては「工事完了」、「完成検査申請」、「完成検査」、「完成検査済証交付」、「使用開始」の流れとなるよう、事務局にて修正します。

【大塚会長】

続いて私の担当部分について説明を行います。基本的には法の条文に則り、見直しを行いました。『1-1-a-01 設置・変更許可申請』は条文のとおり修正しました。『1-1-a-02 完成検査前検査申請』も同様です。ただし書き以降は、ここでは不要と判断し削除しています。『1-1-a-03 完成検査申請』、『1-1-a-04 仮使用承認申請』も条文に合うよう修正しています。『危険物の貯蔵・取扱い』は必要な項目と考え、追加しました。

『1-1-a-05 仮貯蔵・仮取扱い承認申請』、『1-1-a-06 危険物品名・数量・倍数変更届』も条文に合わせて修正しています。『1-1-a-07 危険物製造所等軽微変更工事関係資料提出書』は、令和6年3月消防危第48号通達の内容を追加しています。『1-1-a-08 廃止届、休止・再開届』は、危険物の規制に関する細則に基づき修正しています。

『1-1-a-09 譲渡・引渡届』、『1-1-a-10 消防用設備等着工届』も条文に合わせて修正しています。『1-1-a-11 消防用設備設置届』は、助詞の修正等を行っています。『1-1-a-12 予防規程制定・変更認可申請』は不要部分を削除としています。『防火管理者』は必要な項目と考え、追加しています。『1-1-a-14 保安（定期・臨時）検査申請』に一部追記を行いました。

全体の文中の読点について「、(点)」と「,(カンマ)」が併用されているため、全ての箇所を「、(点)」として統一したく思います。

【野中委員】

追加された『防火管理者』について、記載内容は異なりますが、Bチーム担当部分の76ページにも項目があります。

【伊藤副会長】

『1. 計画・申請』では届出や申請をリストアップしているので、追加された『防火管理者』の説明は、ここでは不要ではないでしょうか。

【大塚会長】

分かりました。それでは新たに追加した『危険物の貯蔵・取扱い』についても、ここでは趣旨とずれが生じるので削除とします。続けて、『1-2 貯蔵・取扱物質』については関係法令を追加し、内容の加除修正を行いました。

【伊藤副会長】

『1-2-a-04 少量危険物』について、関係法令欄が「川崎市火災予防条例」のみとなっていますが、第何条の規定に基づきますか。

【事務局】

少量危険物については、火災予防条例第4章第1節に記載があるので、関係法令欄は

「川崎市火災予防条例第4章第1節」と追記します。

【大塚会長】

分かりました。

【福田委員】

続いて、私の担当部分について説明します。『1-3-a-04 貯蔵所』は、これまで「施設」と記載されていた部分を、条文に基づき「貯蔵所」に修正しています。「屋外貯蔵所」についても追記を行いました。『1-3-a-05 取扱所』の「販売取扱所」ですが、「第一種販売取扱所」及び「第二種販売取扱所」として定義を追加しています。『1-3-a-06 保安距離』は文言を追加しました。『1-3-a-08 保有空地』ですが、屋外タンク貯蔵所の容量について明確な記載に修正しました。続く屋内貯蔵所、屋外貯蔵所も同様としています。『1-3-a-10 タンク間距離、タンク・防油堤間 距離等』も、明確な倍数が判断しやすいように修正しました。「地下貯蔵タンク」は、条文に基づき追記しています。『1-3-a-12 保有空地の植栽』では、樹木の例が多数あることから、「など」を追記しました。

【大塚会長】

ありがとうございました。私と福田委員の担当部分について、今日ご説明した箇所以外に何かありましたら、次回の審議会でご指摘くださいますようお願いいたします。

その他、皆様からご意見等ありますか。

無いようですので、事務局からお知らせをお願いします。

【事務局】

次回の審議会は、3月9日（月）の開催を予定しております。また、令和8年4月に当審議会の委員改選が予定されていますので、異動等が分かりましたらお早めに事務局宛てお知らせください。

【大塚会長】

ありがとうございました。以上で、令和7年度第11回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。